

令和7年度毒物劇物危害防止運動実施要領

1 目的

依然として、毒物劇物の不適切な取扱い等による事件・事故が発生しており、毒物劇物を取り扱っている工場、事業所、家庭等での適正な取扱いが強く求められている。

このため、府民等に対し、毒物劇物の性質、作用、保管管理及び使用方法等に関する正しい知識を普及するとともに関係法令の周知徹底を図り、毒物劇物による危害を未然に防止することを目的とする。

2 実施期間

令和7年11月1日から11月30日まで

3 実施機関

京都府

4 実施項目

実施項目	実施内容
広報誌等による啓発	新聞、公的機関等の発行する広報誌、関係団体の会報等に、毒物劇物の保管管理の徹底や適正使用等についての記事掲載を依頼し、毒物劇物の適正な取扱方法を府民に啓発する。
印刷物の作成、配布	毒物劇物の適正な保管管理、事故時の措置等についての啓発文書等を作成し、日常の監視業務等の際に、病院、事業者、研究機関等に配布し、適正な取扱方法の徹底を図る。
講習会の実施等	届出不要の業務上取扱者や府民等を対象とした講習会の開催、各種団体の講習会等への講師派遣を行う。
立入検査及び指導	毒物劇物製造業者、輸入業者、販売業者及び届出の必要な業務上取扱者等に対し、立入検査を行い、法令上の遵守事項が守られているか確認し、必要に応じ指導を行う。